

個人町県民税について考えよう



個人町民税は、前年中(17年中)の所得(給与や年金・農業・商店等の売上、不動産の賃貸料、不動産・株の譲渡益など)に対して課税される税であり、平成18年1月1日現在、上三川町に住所がある人に対して県民税とあわせて課税されます。

計算の基本的な仕組みは、所得税と似ています。しかし、所得税は、1年間の所得に対して、その年に課税されますが、個人町県民税は、前年1年間の所得に対して課税される、控除額が違うなど、異なる面もあります。今回は、分かりにくい個人町県民税の仕組みや、平成18年度から変わった点などを紹介します。

税額の計算

個人町県民税は、均等割と所得割の合計額です。

均等割

均等割は、地域社会の費用の一部を、広く均等に負担を求める趣旨で設けられており、所得の多少に関わらず一定の税額となります。

町民税 3,000円

県民税 1,000円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額をもとに計算されます。

計算式

課税所得金額 (所得金額 - ※1 所得控除額)

× ※2 税率 - 税額控除額 - 一定率控除額 = 税額

※1 所得控除一覧表

控除の種類	控 除 額	控除の種類	控 除 額		
雑 損	A 差引損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%	寡婦(夫)	260,000円 (ただし、寡婦で、扶養の子を有し、合計所得金額が500万円以下の人は、300,000円)		
	B 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 上記A・Bのいずれか多い金額		260,000円 勤労学生で、合計所得金額が65万円以下の人		
医 療 費	医療費の支出金 - 総所得金額等 × 5% (ただし、100,000円を超える場合には、100,000円) 控除限度額は、200万円	配 偶 者	A. 老人控除対象配偶者 380,000円 B. Aのうち同居特別障害者 610,000円 C. 上記以外の控除対象配偶者 330,000円 D. Cのうち同居特別配偶者 560,000円		
社会保険料、小規模企業共済等掛金	全額		生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く。)を有する人で前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。		
生命保険料	①支払った保険料が生命保険料だけの場合 15,000円以下 - 全額 15,000円超え40,000円以下 - 支払保険料 × 1/2 + 7,500円 40,000円超え - 支払保険料 × 1/4 + 17,500円 (限度額35,000円)		配偶者の合計所得 配偶者特別控除		
	②支払った保険料が個人年金保険料だけの場合 15,000円以下 - 全額 15,000円超え40,000円以下 - 支払保険料 × 1/2 + 7,500円 40,000円超え - 支払保険料 × 1/4 + 17,500円 (限度額35,000円)		380,001~449,999円	33万円	
	③支払った保険料が生命保険料と個人年金保険料の両方ある場合 ①により求めた金額 + ②により求めた金額	450,000~499,999円	31万円		
損害保険料	①支払った保険料が短期損害保険料だけの場合 1,000円以下 - 全額 1,000円超え3,000円以下 - 支払保険料 × 1/2 + 500円 3,000円超え - 2,000円	配偶者特別	500,000~549,999円	26万円	
			②支払った保険料が長期損害保険料だけの場合 5,000円以下 - 全額 5,000円超え15,000円以下 - 支払保険料 × 1/2 + 2,500円 15,000円超え - 10,000円	550,000~599,999円	21万円
			③支払った保険料が短期損害保険料と長期損害保険料の両方ある場合 ①により求めた金額 + ②により求めた金額 (限度額10,000円)	600,000~649,999円	16万円
	寄 附 金		寄附金の額 (ただし、合計所得金額 × 25% を超える場合はその金額) - 10万円 (県共同募金会、日本赤十字社、都道府県、市町村又は特別区に対する一定の寄附金のみ該当)	650,000~699,999円	11万円
				700,000~749,999円	6万円
				750,000~759,999円	3万円
				760,000円~	0円
障 害 者	特別障害者 300,000円、 その他の障害者 260,000円	扶 養	一般の扶養親族	同居特別障害者である者 560,000円 左記以外の者 330,000円	
			特定扶養親族	680,000円 450,000円	
基礎	330,000円	老人扶養親族	同居老親等以外の者	610,000円 380,000円	
			同居老親等	680,000円 450,000円	

※2 税率

●町民税

課税標準額	税率	控除額
2,000,000円まで	3%	0円
2,001,000円~7,000,000円	8%	100,000円
7,001,000円以上	10%	240,000円

●県民税

課税標準額	税率	控除額
7,000,000円まで	2%	0円
7,001,000円以上	3%	70,000円

●定額控除額

定率控除前所得額の7.5% (ただし、県民税及び市町村民税をあわせて上限2万円)

町県民税が

課税されない人

(1) 均等割も所得割もかからない人

・生活保護法による生活扶助を受けている人

・障害者、未成年者(既婚者を除く)、寡婦(寡夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下(給与収入だと2,044,000円未満)の人

(2) 均等割がかからない人

扶養がいない場合

前年中の合計所得金額が28万円(給与収入93万円)以下

扶養がいる場合

前年中の合計所得金額が、28万円(本人+配偶者+扶養親族数)+17万円以下の人

例えば:

妻と子2人が扶養の場合

4人(本人1+妻1+子2)×28万円+17万円=129万円以下(給与所得者の場合、収入が2,104,000円未満の人)

※分離課税所得の場合、特別控除前の金額を算入します。

(3) 所得割がかからない人

扶養がいない場合

前年中の総所得金額等が35万円以下(給与収入100万円)以下

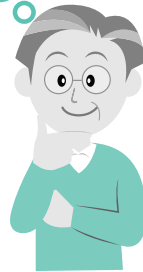
扶養がいる場合

前年中の総所得金額等が、35万円(本人+配偶者+扶養親族数)+32万円以下の人

例えば:

妻と子2人が扶養の場合
4人(本人1+妻1+子2)×35万円+32万円=172万円以下(給与所得者の場合、収入が2,716,000円未満の人)

税



平成18年度 個人の町民税・県民 税が変わります

地方税法などの改正により、平成18年度から、公的年金などに対する控除や、65歳以上の人に対する控除などが変わります。

収入のある妻に対する均等割の税額改正

均等割額は、平成17年度経過措置

により、2分の1課税となっていました。平成18年度からは全額課税となります。なお、扶養なしで所得が28万円(給与の場合は年収93万円)以下の場合には課税されません(左表①)。

① 収入のある妻に対する均等割の税額改正

年 度	妻の均等割額		
	町民税	県民税	合計
平成17年度	1,500円	500円	2,000円
平成18年度以降	3,000円	1,000円	4,000円

公的年金等控除の改正

厚生年金や国民年金などの公的年金に対する控除が、下表②の通り改正となります(所得税では平成17年分から)。

② 公的年金等控除の改正

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額		公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の人	70万円まで	0円	→	70万円まで	0円
	70万円超~130万円未満	収入金額-70万円		70万円超~130万円未満	収入金額-70万円
	130万円以上~410万円未満	収入金額×0.75-37.5万円		130万円以上~410万円未満	収入金額×0.75-37.5万円
	410万円以上~770万円未満	収入金額×0.85-78.5万円		410万円以上~770万円未満	収入金額×0.85-78.5万円
	770万円以上	収入金額×0.95-155.5万円		770万円以上	収入金額×0.95-155.5万円
65歳以上の人	140万円まで	0円	→	120万円まで	0円
	140万円超~260万円未満	収入金額-140万円		120万円超~330万円未満	収入金額-120万円
	260万円以上~460万円未満	収入金額×0.75-75万円		330万円以上~410万円未満	収入金額×0.75-37.5万円
	460万円以上~820万円未満	収入金額×0.85-121万円		410万円以上~770万円未満	収入金額×0.85-78.5万円
	820万円以上	収入金額×0.95-203万円		770万円以上	収入金額×0.95-155.5万円

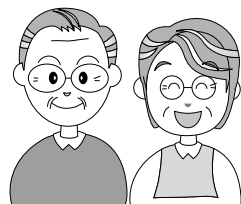
3 非課税措置の廃止にかかわる経過措置

		平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
町民税	均等割	1,000円	2,000円	全額課税 (3,000円)
	所得割	2 / 3 控除	1 / 3 控除	全額課税
県民税	均等割	300円	600円	全額課税 (1,000円)
	所得割	2 / 3 控除	1 / 3 控除	全額課税

■非課税措置の廃止
65歳以上で、前年の合計所得が125万円以下の人に対する、個人町民税・県民税の非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年1月1日現在で65歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれた人）で、前年の合計所得が125万円以下の人については、左表③のような経過措置があります。

■老年者控除の廃止

65歳以上の人で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の人に対する、老年者控除48万円が廃止されます（所得税では平成17年分から）。



■定率減税の改正

本来の税額から、一定割合で税額を割り引く定率減税の減額率が改正になります。平成17年度は税額の15%（上限4万円）が控除されていましたが、平成18年度は税額の7.5%（上限2万円）に変更されます（所得税は平成18年分から、10%相当額・上限12万5,000円に変更されます）。



個人町民税に関するQ&A

町では、町民の皆さんが豊かで安定した暮らしができるよう、学校や道路などの建設・福祉の充実、教育や産業の振興など、幅広い活動をしています。税は、このための大切な財源であり、社会を維持するための会費ともいえます。しかし、町民の皆さんから、税の仕組みは「難しい」「分かりにくい」といった意見をいただくことが少なくありません。

そこで今回は、町民税に関してよくある質問とその答えを紹介します。

質問 平成18年1月5日に、A町から上三川町に転入してきた。平成18年度の町民税・県民税はどちらの町に納めるの？

答 町民税・県民税は、その年の1月1日に住んでいた市町村が課税することになっています。

あなたの場合は、平成18年1月1日現在はA町に住んでいましたので、平成18年度の町民税・県民税はA町で課税され、A町に納めることとなります。また、税証明書もA町で発行されます。

質問 68歳で公的年金を受給している。平成18年度の町民税・県民税は税額が変わると聞いたが、どうなるの？

答 65歳以上で合計所得が1,000万円以下の人は、老年者控除として48万円が控除されていましたが、この制度が廃止となりました。

併せて、公的年金等控除の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられました。

また、平成17年度までは、65歳以上で合計所得が125万円以下の人は非課税でしたが、この制度も廃止となりました。

このため、いままで課税されなかった人でも課税される人や、税額が増える人がいます。

ただし、平成17年1月1日現在65歳以上で平成17年中の合計所得が125万円以下の人は、平成18年度の町民税・県民税が3分の1に軽減されます。

65歳以上で公的年金収入のみの人の町・県民税の課税例

例1

町・県民税が新たに課税される人

《2人世帯》Aさん（68歳）収入：公的年金収入260万円のみ

年 度	公的年金等控除額	前年の合計所得金額	所 得 控 除			税 額
			老年者控除	その他	合 計	
平成17年度	140万円	120万円	48万円	66万円	114万円	0円
平成18年度	120万円	140万円	0円	66万円	66万円	38,200円

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人は、町・県民税はかかりませんでした。

公的年金等控除の改正

配偶者控除 33万円（妻63歳 公的年金収入90万円）
基礎控除 33万円

●18年度税額

- 均等割 町民税3,000円＋県民税1,000円＝4,000円
- 所得割 年金収入260万円－公的年金控除額120万円－所得控除66万円＝74万円
 $(74万円 \times 町3\%) + (74万円 \times 県2\%) = 22,200円 + 14,800円 = 37,000円$
 $37,000円 - 一定率控除額2,800円 = 34,200円$
- 年 額 4,000円＋34,200円＝38,200円



例2

町・県民税が新たに課税される人 (合計所得金額が125万円以下で減額措置のある場合)

《2人世帯》Bさん（68歳）収入：公的年金収入240万円のみ

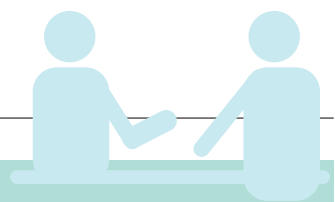
年 度	公的年金等控除額	前年の合計所得金額	所 得 控 除			税 額
			老年者控除	その他	合 計	
平成17年度	140万円	100万円	48万円	66万円	114万円	0円
平成18年度	120万円	120万円	0円	66万円	66万円	9,600円

昭和15年1月2日以前に生まれ前年中の合計所得金額が125万円以下の人は、平成18年度は町・県民税額の3分の2を減額します（平成19年度は3分の1を減額）。

前年中の合計所得 125万円以下

●18年度税額

- 均等割 $(町3,000円 \times 1/3) + (県1,000円 \times 1/3) = 1,000円 + 300円 = 1,300円$
 - 所得割 年金収入240万円－公的年金控除額120万円－所得控除66万円＝54万円
 $(54万円 \times 町3\%) + (54万円 \times 県2\%) = 16,200円 + 10,800円 = 27,000円$
 $(27,000円 - 一定率控除額2,100円) \times 1/3 = 8,300円$
 - 年税額 1,300円＋8,300円＝9,600円
- 参考 平成18年度減額前税額 28,900円



▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎9122